

2021年9月30日

## 「新型コロナウイルス」の感染拡大に伴う 個人向けローンの条件変更手数料免除期間の延長について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：田尾祐一）は、個人のお客さま向けのローンについて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により条件変更を行う場合、2021年9月30日（木）まで条件変更手数料を免除していましたが、2022年3月31日（木）まで免除期間を延長いたしますのでお知らせします。

### 記

#### ■ 個人のお客さま向けローンの条件変更手数料の免除の概要

|               |   |
|---------------|---|
| 対象となるお客さま     | 個人のお客さま向けローンをご利用中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入減少等の影響を受けている個人のお客さま |
| 対 象 商 品       | 住宅ローン、目的型ローン（マイカープラン等）、フリーローン※除くカードローン                      |
| 条 件 変 更 の 内 容 | 元金の据え置き、返済期間の延長   |
| 条 件 変 更 手 数 料 | 5,500円（税込）が無料となります  |
| 取 扱 期 間       | 延長前：2021年9月30日（木）まで<br>延長後：2022年3月31日（木）まで                  |

以上

本件に関するお問い合わせ先 営業推進部 片倉 TEL 023-626-9007